

平成28年加美町議会第3回定例会会議録第4号

平成28年9月16日（金曜日）

出席議員（19名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
18番	米木正二君	19番	佐藤善一君
20番	下山孝雄君		

欠席議員 なし

欠員

17番

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中壽己君
危機管理室長	三浦勝浩君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	内海悟君
税務課長	小川哲夫君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	太田浩二君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	藤原誠君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	猪股清信君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会事務局長	今野仁一君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	今野伸悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	小林洋子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 平成27年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 認定第 2号 平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について

- 第 4 認定第 3号 平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成27年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成27年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成27年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7号 平成27年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8号 平成27年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 9号 平成27年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 10号 平成27年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 11号 平成27年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第13 報告第 11号 平成27年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について
- 第14 議案第103号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第15 議発第 4号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について
- 第16 議発第 5号 無年金者対策の推進を求める意見書について
- 第17 議員派遣の件について
- 第18 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

午後 4 時 1 5 分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、4 番早坂忠幸君、5 番三浦 進君を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 平成 2 7 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2 号 平成 2 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3 号 平成 2 7 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 4 号 平成 2 7 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5 号 平成 2 7 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6 号 平成 2 7 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7 号 平成 2 7 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 8 号 平成 2 7 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 認定第 9 号 平成 2 7 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 2 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定につ

いて

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号平成27年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成27年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成27年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成27年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成27年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第9号平成27年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第10号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成27年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上11件はいずれも平成27年度決算であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2、認定第1号平成27年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第11号平成27年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第2、認定第1号から日程第12、認定第11号までを一括議題といたします。

認定第1号から認定第12号までは平成27年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長一條 寛君、ご登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 一條 寛君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（一條 寛君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号平成27年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号平成27年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号平成27年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号平成27年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号平成27年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号平成27年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号平成27年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。
以上、報告を終わります。

○議長（下山孝雄君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私は、平成27年度一般会計並びに各種会計の決算認定について、賛成の意見を述べるものです。

その決算規模は、一般会計歳入154億1,403万8,000円、歳出143億3,738万5,000円、特別会計

歳入は72億4,371万2,000円、歳出69億3,376万2,000円でした。今回の決算は単なる平成27年度決算というだけではなく、昨年無投票により2期目に就任された猪股町長の1期目の総決算としての視点で見ることでもできると思います。

そういった観点から財政を見てみると、一般会計地方債残高は、町長が就任した平成23年度に178億8,000万円だった借金が、平成27年度では148億3,600万円と約30億4,000万円縮減となっています。また、実質公債費比率も13.5%から8.1%に改善し、合併当初は宮城県で2番目に悪かった数値が県内でも平均を下回る状況になってきました。一方、前年度86.2%だった経常収支比率は87.3%とやや悪化しています。これは、物件費、すなわち賃金、旅費、備品購入費等々や補助費などの伸びが大きかったことと普通交付税が減少したことが要因と考えられます。普通交付税の1本算定や人口減少にも対応すべく、なお一層の健全財政運営を望むものです。しかし、全体的には数値は改善し、合併した加美町が財政健全化に努めてきた成果であり、財政運営に誤りはなかったことが証明されていると思います。特に、滞納徴収に成果を上げられたことは特筆すべきことと担当職員の努力に敬意を表したいと思います。

支出の主なものでは、広原地区定住促進宅地造成事業に6,706万円、加美町ファミリースマイル住宅取得補助金に1,120万円、住宅用太陽光発電システム導入支援事業に517万8,000円、民生費では、認定こども園整備事業に1億9,047万円、農林水産業費では、町営放牧場整備事業に7,930万円、額は小さいものの将来につながる事業として薬草植物栽培支援事業に30万円、商工費では、観光まちづくり協会に640万円、観光資源を生かした各種イベント補助に1,434万円、商店街振興支援事業に442万8,000円、土木費では、寒風沢地区地域振興対策基金に9,200万円、町道整備改良工事や舗装工事、測量設計委託料などに5億6,800万円、消防費では、農作物放射性物質吸収抑制技術対策事業に4,365万円、防災備蓄倉庫に1,602万円、教育費では、学び支援コーディネーター等配置事業に223万7,000円、陶芸の里スポーツ公園陸上競技場改修工事に1,236万円など、各分野に適切な執行が行われたと言えます。

特別会計においても適正に事業が執行されており、水道事業会計においては水道使用料の収納率が改善されておりますことを改めて評価するものです。

これらの事業は、放射性指定廃棄物最終処分場の詳細調査に関する環境省との攻防戦を抜きには語れません。このような厳しいさなかにあって、昨年9月11日発生 of 台風18号による大雨被害の際にも迅速に昼夜を分かたず復旧事業に取り組まれた職員の皆様に感謝を申し上げます。

町長がさまざまな機会で発言している移住・定住の促進、観光の振興、農業所得の向上、エネルギー自給自足の向上など、4年間かけてこれらの種をまいてきたのだと思いますが、全て

が順調に育つわけではなく、気象条件や社会的環境等にも左右されることが多々あります。それでも、にぎわいづくりの若者たちの積極的な活動、町民提案型事業の参加者や薬草植物の研究会参加者の増加など、徐々に芽が出てきていると感じています。意志あるところに道あります。これらの町政運営が、宮崎出身の篤志家により一昨年誕生した若鮎奨学金制度に共鳴を受けて、今回さらに200万円の寄附につながったものと思います。これこそが町長の言う志の連鎖なのだと思います。

一方、町長はアイデア豊富でさまざまな事業を同時進行のように進めていることから、時に交通整理が必要なのではないかと思われることがあります。医療界では、インフォームド・コンセント、すなわち説明と同意が言われて久しいですが、ぜひ多くの機会を捉えて町民の皆さんや議会に対しても必要に応じて進捗状況なども含めて説明をし、情報を共有した上で意見を聞かれるように進言申し上げます。

猪股町政2期目に入り、さらなる健全な財政運営を進めながら、里山経済の確立や健幸社会が実現していくものと考え、加美町の平成27年度一般会計並びに各種特別会計決算認定について、賛成を表すものです。

議員各位のご賛同を心よりお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（下山孝雄君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

決算審査特別委員会に付託されました認定第1号平成27年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第1号平成27年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第2号平成27年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第3号平成27年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成27年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第4号平成27年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第5号平成27年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成27年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第6号平成27年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成27年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第7号平成27年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成27年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第8号平成27年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成27年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第9号平成27年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第10号平成27年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成27年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（下山孝雄君） 全員起立であります。よって、認定第11号平成27年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第13 報告第11号 平成27年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

○議長（下山孝雄君） 日程第13、報告第11号平成27年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 大変失礼いたしました。

それでは、報告第11号平成27年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について、説明申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして4つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率について説明申し上げます。実質赤字比率は普通

会計の赤字の割合をあらわし、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計を合わせた全会計の赤字の割合をあらわすもので、この2つの財政指標につきましては、平成27年度において全ての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは加美町が負担する公債費等が財政規模に対してどれくらいの割合かをあらわし、平成25年度から平成27年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているものです。平成27年度の実質公債費比率は平成26年度の8.8%から0.7ポイント改善し8.1%となっております。

なお、今後の実質公債費比率の見通しであります。平成28年度以降も減少傾向で推移するものと試算しております。

次に、将来負担比率についてですが、これは公債費や債務保証など加美町が将来負担すべき実質的な負債が財政規模に対してどれくらいの割合かを示したもので、平成27年度の将来負担比率は59.6%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これも平成26年度の67.9%に対し8.3ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、水道事業会計のいずれの会計も黒字であったため、資金不足比率は表示されないものであります。

以上、全ての数値において健全化の範囲にありますことをご報告申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員、ご登壇願います。

〔代表監査委員 小山元子君 登壇〕

○代表監査委員（小山元子君） 代表監査委員の小山です。よろしく願いいたします。

それでは、ご報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されました平成27年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について審査を行い、その結果につきましては、9月7日、町長へ審査意見書を提出いたしております。

初めに、平成27年度財政健全化審査意見書について申し上げます。

財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしましたところ、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、平成27年度の決算収支が黒字となっておりますので、

いずれにも該当いたしません。実質公債費比率は8.1%、将来負担比率は59.6%と、いずれも早期健全化基準より下回り良好な比率となっております。

是正・改善を要する事項につきましては、実質公債費比率が早期健全化基準はもとより地方債許可団体基準、18%であります。これも下回り大幅に財政の改善が図られているものと判断されますが、なお一層の健全化に向けた財政の運営を望むものであります。

続きまして、平成27年度水道事業会計、同じく下水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計におけます経営健全化審査意見書につきましては、まとめてご報告させていただきます。

いずれの会計におきましても、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められました。

また、資金不足比率につきましては、平成27年度では資金剰余金が水道事業会計では7億4,069万1,000円、下水道事業特別会計では2,182万3,000円、浄化槽事業特別会計では748万7,000円がそれぞれありますので、資金不足比率には該当いたしません。したがって、特に指摘すべき是正・改善を要する事項はございませんでした。

以上とおりのご報告させていただきます。

○議長（下山孝雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。18番米木正二君。

○18番（米木正二君） 実質公債費比率に関してまず伺いたいと思いますけれども、この比率、8.1%ということで平成18年のピーク時の21%から大幅に改善されてきたというふうに思います。当局のご努力に敬意を表するものでありますけれども、しかし、一方、地方交付税の1本算定や景気の低迷、あるいは少子高齢化に伴う人口減少によりまして税収も減ってきている、そうした状況にあります。そうしたことで、一般財源の確保が懸念されるわけであります。

さらには、今後老朽化による建物や橋梁等の修繕あるいは更新がめじろ押しであります。加えて、町長の肝いりの事業もめじろ押しということで、幾ら有利な例えば合併特例債あるいは辺地債、過疎債を使うというものの、将来公債費比率が上昇するのではないかというふうに変危惧しております。ただいま町長の説明によりますと、平成28年度以降も減少するということのお話もありましたけれども、そうした根拠、あるいはこれからの健全化に向けた財政運営について伺いたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ただいま実質公債費比率、今後も減少するとした根拠という質問がございました。ご案内の

とおり、実質公債費比率の算定でございますけれども、分母が税収入プラス交付税で、分子が起債の元利償還ということでございます。確かに分母となる交付税、税金は年々減少傾向にございますけれども、ご存じのとおり公債費、要するに元利償還金のほうも年々残高も減りまして年々減ってきているという状況でございます。そんな関係もございまして、来年度以降も減少をします。これは3カ年平均ということでございまして、単年度にぼんと上がりましても平均値で表示するものですから、そういった形で表現をさせていただいたというものでございます。

ただ、今後、先ほど今議員さんからご指摘ありましたように、事業によってはこれはまだ増大するという傾向がございますので、やはり年次計画を持った財政運営に努めてまいりたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 米木正二君。

○18番（米木正二君） これからの財政運営を考えてみた場合に、やはり行財政改革、これも必ず必要だろうというふうに思いますし、経費の削減ということもこれも非常に大事になってくるんだろうなというふうに思います。

そこで、決算意見書を見てみますと、その中で気になることがございます。それはこの実質公債費比率……、経常収支比率でありますけれども、平成27年度が87.3%ということで、平成26年度より1.1%増加、平成25年度より4.5%も増加して、この5年間の平均を見ますと85.8%というふうになっています。これふえた要因いろいろあるかと思っておりますけれども、その中で物件費あるいは補助費等も増加したということでもありますけれども、特に物件費が増となった主要な要因について、まず伺いたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今の経常収支比率のご質問がございました。確かにこの意見書のように平成26年度から増加しているという状況でございます。これはやはり原因は地方交付税の削減と、影響というものが一番大きいわけでございます。今ご質問ありました経常経費の中の物件費でどんなものがふえているのかというご質問でございますが、物件費につきましては、公共施設の補修費関係がまず毎年増になっているということもございまして、それから臨時職員、非常勤職員の賃金であったり、報酬といったものが年々増加しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 米木正二君。

○18番（米木正二君） 増となった要因ということで、公共施設の補修費とか、臨時・非常勤職員の増加ということがありました。ちょうど職員でありますけれども、合併から13年経過しているわけでありまして、合併時、100人職員を10年間で減らそうということでやってきました。それは目標が達成されたわけでありまして、職員が減となったということで、逆に臨時とか非常勤職員が多くなっているというそうした現状だろうというふうに思いますけれども、町長はよく「イカノエ」ということで、移住・定住、観光の振興、ノが農業所得の向上、エはエネルギー自給率の向上ということで、それらをうたい文句に今いろいろな施策を講じようとしているわけでありまして、やはりその事業が逆に多過ぎて、職員ではなかなか仕事が間に合わないというようなことでの臨時・非常勤の職員がふえているのかなというふうに思うわけでありまして、そう思わなければまだ結構ですけれども、私は思っているんですけれども、毎日やはり職員の方々、残業されている姿をよく見かけます。

非常に仕事量が多くなってきているんじゃないかなというふうに思っています、職員の皆様方のそうした仕事ぶりに常々感心しておりますし、敬意も払っているところでありますけれども、町長、やはり町長のいろいろな考え方はわかるんです。例えば、いろいろな事業、例えば移住・定住であるとか、国立音楽院、モンベルとか、中新田・宮崎の拠点施設の整備、あるいはバイオマス構想、薬草栽培、もうあれもこれもというようなことで非常に多岐にわたる事業をやろうというふうに考えておられるようでありますけれども、事業をやる際にやはり同時進行じゃなくて優先順位をつけて私は進めていくべきじゃないのかなというふうにも思いますけれども、先ほどの賛成討論の中で交通整理という話も出ましたけれども、やはり町長、事業の優先順位をつけて、今必ずやらなければならないこととか……（「少し本題から離れないで簡潔にお願いいたします」の声あり）わかりました。

ということで、今後の財政運営というようなことでの話でありますから、その辺について町長に最後の答弁をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、加美町が進めている新しい事業と、非常勤職員がふえているということとは、これは関係はありません。それはご理解いただきたいと思っております。

また、事業が多過ぎるんじゃないかというふうなお話がありますが、この5年間で勝負だと思っています。まさに地方創生、将来を見据えた事業を着実にやっていくということが大事で

あります。あれもこれもというふうなご心配もあろうかと思いますが、1つの課がやっているわけではありません。それぞれの課が新しい事業に取り組んでいるということでございますので、1つの課にだけ負担が重くのしかかっているということではないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、一方でやはりこの財政のことを考えた場合に、これまでの事業、あるいはこれまでの運営というものを見直すことは必要だと思っています。きょう出た補助金についても最近見直していなかったようでありますから、こういった見直しも必要でしょう。それから、統廃合のお話もありました。こういった施設の統廃合ということも、これもスピード感を持ってやっていく必要があるだろうというふうに思っています。ですから、そういったスクラップすべきものはやはりスクラップをしていくという、そういった意味での私は交通整理は必要なんだろうというふうに思っておりますので、今後とも当然職員の健康というのは第一でありますので、そういった健康にも配慮をしながら、しかしながらこれからの5年、10年あるいは20年先を見て新しい事業に果敢に取り組んでいくということはこれまでどおり進めてまいりたいと思っておりますので、そのところはぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第11号平成27年度決算に基づく加美町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての報告を終わります。

日程第14 議案第103号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第103号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第103号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

平成28年1月18日付で議会から提出のありました議員報酬等の改定に係る条例の改正を求める要望書及び議会改革特別委員会調査報告書をもとに、2月16日に加美町特別職報酬等審議会

に諮問し、5回の会議を経て7月27日答申がございました。答申の内容につきましては、新たに常任委員長等の報酬額を設けること、報酬を増額することについては同意が示され、報酬の改定率については3%程度とするものでした。

この答申を受け、町といたしましては内容を尊重しつつも、現行報酬が合併前の中新田町の報酬額と同額である一方、旧3町の議員数合わせて49人であったものが、合併後20人と大幅に減少したこと、委員会活動日数が合併前より増加したこと、さらには次回改選期より定数を18人に削減されることにより、議員の果たす役割、責務が今後ますますふえることなどを考慮し、改めて検討いたしました。

検討に当たっては、県内で財政規模、面積、人口の3つの要件で類似する自治体は存在しないため、県内の22町村のうち人口1万人以上の自治体15町の議員報酬を参考にし、月額議員報酬を24万6,000円、改定率約7%を基準として決定したものであります。

その結果、議長報酬を33万1,000円、副議長報酬を26万6,000円とし、新設する常任委員長及び議会運営委員長の報酬額を24万9,000円と、それぞれ改定しようとするものです。

なお、施行日につきましては、平成29年4月1日から施行することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15 議発第4号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書について

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議発第4号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨

学金の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（今野伸悦君） それでは、お手元に配付しております意見書を朗読させていただきます。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生の約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は、6月2日に閣議決定した日本一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など、具体的な経済支援策として下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1、学ぶ意欲がある若者が経済的理由で進学を断念することがないように、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。

2、希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存的格差を直ちに解消すること。

3、低所得者世帯については学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようにすること。

4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については制度設計を着実に進め、所得世帯への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

提出先は、

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣 宛

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 本件について、提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 寛君、ご登壇をお願いします。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書案の提案の趣旨を説明させていただきます。

奨学金制度の利用者は増加傾向にあります。一方、卒業後収入が安定せず、返済に悩んでいる人も少なくありません。また、日本の社会が持続的に発展していくための人材育成のためにも、子供の教育機会が親の経済力によって制限されることによる教育格差から負の連鎖に陥る連鎖を断ち切るためにも、学生が安心して勉学に励めるような奨学金や授業料免除などの支援の拡充が必要であります。

奨学金におきましては、給付型奨学金の創設や希望する全ての学生が無利子奨学金を貸与する有利子から無利子への流れを加速すべく、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第4号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書については、原案のとおり提出することに決定されました。

日程第16 議発第5号 無年金者対策の推進を求める意見書について

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議発第5号無年金者対策の推進を求める意見書についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（今野伸悦君） それでは、お手元に配付しております意見書を朗読させていただきます。

無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものである。2007年調査における無年金見込み者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推定されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えばアメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」においてその実施が明記されたところである。

よって、政府においては必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1、無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

2、低年金者への福祉的な措置として、最大月額5,000円、年6万円を支給する年金生活者支援給付金等については財源を確保した上でできるだけ早期の実現を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

提出先につきましては、

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 本件について、提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 寛君、ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 無年金者対策の推進を求める意見書案の提出の理由を説明させていただきます。

65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されております。厚生労働省によると、年金の受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約6割に当たる17万人が受給権が得られるとされております。年金の受給資格期間の短縮は、年金の払い損をなくす意味があります。また、加入期間が25年未満で10年以上ある方は、全く支給されなかった年金が幾らかでも支給されるようになります。大きな変化になります。

年金機能強化改正法案を早期に成立させ、無年金者対策を推進することと、低年金者対策も消費税10%への引き上げを待たずに実施することを求め、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号無年金者対策の推進を求める意見書についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第5号無年金者対策の推進を求める意見書については、原案のとおり提出することに決定されました。

日程第17 議員派遣の件について

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続調査について

○議長（下山孝雄君） 日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長一條 寛君より、健全な行財政運営と政策課題について、生活環境の整備について、教育民生常任委員会委員長伊藤 淳君より、福祉・教育行政について、産業経済常任委員会委員長高橋源吉君より、農林・商工及び観光に関する振興策について、議会運営委員会委員長工藤清悦君より、議会活性化に向けて、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、加美町田代岳指定廃棄物最終処分場建設候補地調査特別委員会委員長佐藤善一君より、宮城県における指定廃棄物の最終処分場町内建設候補地問題に関することについて、以上5委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月21日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成28年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時22分 閉会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月16日

加美町議会議長 下山孝雄

署名議員 早坂忠幸

署名議員 三浦進